

○行田市議会政務活動費に関する条例施行規則

平成13年3月30日規則第18号

改正

平成19年 3月30日 規則第38号

平成25年 2月27日議会規則第2号

令和 3年 3月31日議会規則第2号

令和 7年 2月26日 規則第5号

行田市議会政務活動費に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市議会政務活動費に関する条例(平成13年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度当初、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(会派用)(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに結成された会派の代表者にあっては、会派の結成後速やかに提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度当初、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(議員用)(様式第2号)を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに議員となった者は、議員となった後速やかに提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は政務活動費の額を決定し、会派の代表者又は議員に対し、政務活動費交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条に規定する決定を受けた会派の代表者は、4月20日までに、市長に対し、政務活動費交付請求書(会派用)(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに結成された会派の代表者にあっては、結成された日の属する月の翌月の20日(結成された日が基準日に当たる場合は、当月の20日)までに提出しなければならない。

2 前条の規定による決定を受けた議員は、4月20日までに、市長に対し、政務活動費交付請求

書（議員用）（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに議員となった者は、議員となった日の属する月の翌月の20日（議員となった日が基準日に当たる場合は、当月の20日）までに提出しなければならない。

（交付額の調整）

第5条 第2条に規定する申請事項に異動が生じたときは、当該会派の代表者（会派が解散した場合は、会派の代表者であった者）又は議員（議員でなくなった場合は、議員であった者）は、市長に対し、議長を経由して、会派に係るものは政務活動費交付変更申請書（会派用）（様式第6号）を、議員に係るものは政務活動費交付変更申請書（議員用）（様式第7号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により既に交付した政務活動費の額に変更が生じた場合は、変更後の政務活動費の額を決定し、会派の代表者若しくは会派の代表者であった者又は議員若しくは議員であった者に対し、政務活動費交付額変更決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 会派の代表者又は議員は、前項の規定により決定した変更交付額が既に交付した政務活動費の額を超えるときは、その差額について速やかに政務活動費交付請求書を市長に対し提出しなければならない。

4 会派の代表者若しくは代表者であった者又は議員若しくは議員であった者は、既に交付した政務活動費の額が第2項の規定により決定した変更交付額を超えるときは、その差額について速やかに返還するものとする。

（収支報告書）

第6条 条例第8条第1項の政務活動費に係る収支報告書は、会派に係るものは政務活動費収支報告書（会派用）（様式第9号）、議員に係るものは政務活動費収支報告書（議員用）（様式第10号）のとおりとする。

2 議長は、条例第8条第1項の収支報告書の提出があったときは、その写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月27日議会規則第2号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日議会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和7年2月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略